

## 国民年金加入者のみなさま 保険料の免除制度があります

経済的な理由で、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる『保険料免除制度』や『若年者納付猶予制度』があります。

### 申請免除制度

(全額・一部)  
平成 25 年度  
免除の期間  
平成 25 年 7 月～  
平成 26 年 6 月まで

### 若年納付猶予制度

(30 歳未満の方のみ)  
平成 25 年度  
猶予の期間  
平成 25 年 7 月～  
平成 26 年 6 月まで

### 学生納付特例制度

(学生の方のみ)  
平成 25 年度  
特例の期間  
平成 25 年 4 月～  
平成 26 年 3 月まで

#### ◎申請免除制度

申請者本人のほか、配偶者・世帯主も所得基準の範囲内である必要があります。免除は前年の所得等に応じて、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4段階があります。

#### ◎若年者納付猶予制度

30歳未満の若年者については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得要件に応じて、納付が猶予されます。

#### ◎学生納付特例制度

本人の前年所得が118万円以下の学生。

### ●平成 24 年度の免除申請を忘れていませんか

平成24年度（平成24年7月から平成25年6月まで）の免除・納付猶予の受付は7月31日までです。

#### ○免除・猶予等と未納の違い

	納 付	法定免除※ 申請免除 (全額)	申請免除 (一部)※	若年者納付猶予 学生納付特例	未 納
老齢基礎年金を受け取るための資格期間	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	× 含まれません
老齢基礎年金額	○ 含まれます	○ 一部含まれます	○ 一部含まれます	× 含まれません	× 含まれません
障害・遺族基礎年金を受けるための資格期間	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	○ 含まれます	× 含まれません

※法定免除とは、障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1・2級)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方が、届出ることにより保険料の全額が免除されます。

※申請免除(一部)については、免除とならない部分の保険料を納付することが必要です。

#### 手続きに関するお問い合わせ先

日本年金機構新潟西年金事務所（国民年金課） ☎025-225-3012  
佐渡市役所市民生活課年金係 ☎63-5112  
各支所・行政サービスセンター国民年金担当